

# 《特集》成年年齢引き下げ

# 18歳から

# 大人です。

一人で契約ができるように

令和4年4月1日、民法の成年年齢が、20歳から18歳に引き下げられ、満18歳になれば、一人で契約ができるようになりました。

そもそも契約とは、法的な拘束力を持つ約束のことです。契約を結ぶと、当事者それぞれに権利と義務が発生します。

また、原則として、一方の都合だけで契約をやめることはできません。

しかし、未成年者であれば「未成年者取消権」によって、契約を取り消すことで救済されますし、事業者側も未成年者をあえて勧誘しないという点で、未成年者取消権には被害の予防効果があります。

契約取消が困難に

今回、成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳の若者は、この未成年者取消権を使うことができなくなりました。

18歳は、高校在学中に迎える年齢です。高校卒業後の進学や就職などの節目に成人となるため、契約を結ぶ機会が多くなる一方で、簡単には契約を取り消すことができなくなります。

契約に関する知識や社会経験が少なく、契約の重みや内容をよく理解していない若者を狙う悪質な事業者は少なくありません。

トラブルに巻き込まれる前に、情報を入手し、周囲の意見を聞き、契約を慎重に行いましょう。

## 18歳(成年)になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
  - ・携帯電話の契約
  - ・ローンを組む
  - ・クレジットカードをつくる
  - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ◆結婚  
女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- ◆性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる

## 20歳にならないとできないこと

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許を取得する



# 下関市でも契約トラブル発生!!

＼気を付けて！



市消費生活センター  
緒方 千歳 所長

## CASE 1 エステ・美容医療トラブル

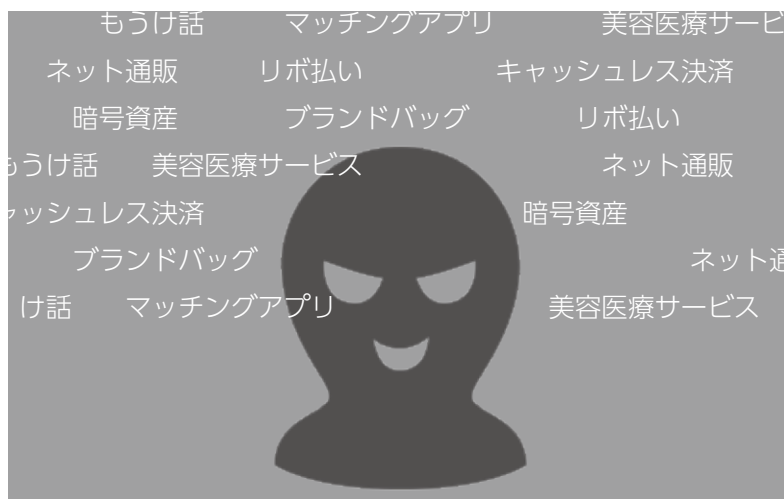
SNSで「5万円全身脱毛」という広告を見て、カウンセリングが無料だったので申し込んだ。

クリニックに行き、「ネットの広告を見た。5万円の全身脱毛を希望している」と伝えると、「広告の施術は、効果が低い。今なら、効果が高い70万円の最新のレーザー脱毛を50万円で提供できる」「60回払いのローンも組める」などと言われ、高額な契約をしてしまった。

## CASE 2 絶対にもうかる投資

高校の時の先輩から誘われたセミナーで「海外の事業者が扱う暗号資産に投資すると、何もなくても月々10万円の配当が受け取れる。誰でも絶対にもうかる。人に紹介すると、さらにボーナスがもらえる」と説明を受けた。先輩に50万円を投資するように言われ、学生ローンで借りて支払ったが、結局配当は入らず、ローンの支払いだけが残った。

# トラブルに巻き込まれる前に!



LINE公式アカウント  
消費者庁 若者ナビ!



友だち登録  
はこちら



困ったときは、一人で悩まず相談を

消費生活センター ☎231-1270

市役所本庁舎西棟5階 ※平日8時30分～16時30分

消費者ホットライン



局番なし ※一部のIP電話からは利用できません